

令和6年第3回南関町議会定例会（第3号）

令和6年9月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 報告第2号 令和5年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第2 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(令和6年度南関町一般会計補正予算（第2号）)

日程第3 議案第44号 南関町立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について

日程第4 議案第45号 令和5年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第46号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第47号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第48号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第49号 令和5年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第50号 令和5年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第51号 令和5年度南関町下水道事業会計決算認定について

日程第11 議案第52号 令和6年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第53号 令和6年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第54号 令和6年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第55号 令和6年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第56号 熊本県後期高齢者医療連合会規約の一部変更について

日程第16 議員派遣の件について

追加日程第1 議案第57号 南関町副町長の任命につき同意を求めることについて

追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 福 山 美 佳 君

3番 矢 野 修 一 君

5番 北 原 浩一郎 君

7番 杉 村 博 明 君

9番 境 田 敏 高 君

11番 立 山 比呂志 君

2番 伊 藤 博 長 君

4番 西 田 恵 介 君

6番 中 村 正 雄 君

8番 井 下 忠 俊 君

10番 山 口 純 子 君

12番 立 山 秀 喜 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	教	育	長	永杉尚久君
総務課	長	嶋永健一君	税務住民課	長	武田博君	
まちづくり課	長	田代由紀君	福祉課	長	多田隈志保君	
健康推進課	長	猿渡隆史君	経済課	長	武田信幸君	
建設課	長	田口明君	教育課	長	城野和則君	
会計管理者		田中龍城君				

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	福山光明君	書記	山下飛鳥君
--------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 報告第2号 令和5年度南関町財政健全化判断比率の状況について

○議長（立山秀喜君） 日程第1、報告第2号、令和5年度南関町財政健全化判断比率の状況についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和6年度南関町一般会計補正予算（第2号））

○議長（立山秀喜君） 日程第2、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第44号 南関町立学校のあり方検討委員会設置条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第3、議案第44号、南関町立学校のあり方検討委員会設置条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

1番議員。

○1番議員（福山美佳君） 今回の、この南関町立学校のあり方検討委員会の設置ということなんですけれども、条例の制定についてなんですけれども、令和5年度、去年は小学校のあり方

に関するアンケート調査として、小学校のあり方についてを検討していくというふうに解釈していたんですけれども、今回の検討委員会設置の第2条の所掌事務等を読んでいると、小学校だけではなく、全体のことを指しているのか、その辺りを、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 教育課長。

○教育課長（城野和則君） 今ご質問のございました、昨年度の状況につきましては、全国的に少子化が進む中で、本町の出生率、近年の出生率について、危機感を持って、まず、各小学校の小規模化等が進む状況が見られるというところから、小学校教育の現状と課題等の理解周知を図るために、説明会を行ったところでございます。今回の条例の上程につきましては、南関町の学校教育の特質を活かした小中連携した教育についてなど、将来にわたっての南関町の教育環境の方向性をしっかり議論する必要があるというところで、義務教育課程に関わる、全ての部分について議論をしていくというところで、今回については、南関町立学校のあり方検討委員会ということで、条例を上程させていただいております。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号、南関町立学校のあり方検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第45号 令和5年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第4、議案第45号、令和5年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

7番議員。

○7番議員（杉村博明君） はい、令和5年度の南関町の一般会計歳入歳出決算認定について、先般、全員協議会において、各課より説明がありました。その中でも私のほうから質問しましたが、不用額について、ここ年々増えてきております。もう2億から不用額として上がってきております。この件に関して、不用額が段々増えるというのもおかしいもので、各事業担当者、差引担当者、また担当課長がそれぞれおりますので、不用額については必ず確認をしてもらわないと、何で年々上がってきているのか、そういったことを、はっきりとさせておきたいと思いますので、町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、この不用額の件につきましては、ちょっと時期っていうか、いつの議会だったかちょっと記憶にありませんが、杉村議員のほうからご指摘頂いておりました。ということで、全体の予算の中で不用額が出てくるということは、3月の補正の段階で、ある程度の金額が分かれば、補正できちっともう数値を合わせるべきだろうということで、そのときも指摘ありました。確かにそうでありますけれども、その時期を待って、そこでできちっとできるものだけじゃございませんし、なるべくやっぱ経費削減っていうことで、それぞれの課も予算を残して次年度に繰り越したり、町の執行を抑えようということで努力をした結果だと思しますので、その不用額を残すこと自体が良いとは全然思っておりません。しかしながら、なるべく財政上も、その残しながら、その次の年にそういった財源を活かしていくということで考えておりますので、それぞれの課の努力をした結果であるとも思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（立山秀喜君） 7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） 今、答弁されたとおり、必要なものは最後までとっておいて、次年度へ繰り越すという形になってくるかと思えますけど、できるだけそのところを減らすものは減らして、不用額として残さないで使い切る。そういった感じでおらないと、常に言っていないと、いいんだという感じになってくるからですね、前回も言いましたけど、再度、この件に関して質問をしました。よろしくお願いします。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） はい、5 年度の歳出歳入の決算ですけど、5 年度の、いわゆる起債ですね。起債は3 億8,299 万ですけど、5 年度の全体の、いわゆる金額は一応、私も調べましたけど77 億7,590 万ですけど、この中にはやっぱり、後で交付税も算入されておりますので、この自主的な、いわゆる真水ですかね。私たちがよく真水と言いますが、それはどのくらいになるんですか。お尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい。ただ今お尋ねになりました起債残高でございますが、令和5 年度末で先ほどおっしゃいましたように、77 億7,590 万6,000 円でございます。交付税の対象となっております。算入額でございますが、53 億9,365 万4,000 円となっております。差し引きますと、先ほどおっしゃいました真水に当たる部分でございますが、23 億8,225 万2,000 円となります。これが一応交付税の対象外でございますので、一般財源の分と思っていただければよろしいかと思います。

○議長（立山秀喜君） 9 番議員。

○9 番議員（境田敏高君） どうも。普通77 億というなら、やっぱりよそよりちょっと高く、住民の方はびっくりされると思うけん、そういう本当の真水を、やっぱお知らせすべきだと私は思ってますね。もう健全な財政運営で町債の発行、新規発行ですね、これにはやはり、第6 次南関行政改革に書いてありますけど、大体各年度5 億円以内と目標を定められております。先ほど言いました、5 年度は、3 億8,299 万ですけど、4 年度が6 億ぐらになっとったんですよね。やはり、これを超えないように、今後、超えない、またそれに近いような、目標金額を上げないようにしてください。努力してください。それで、今年度、令和5 年度の町の決算でやっぱり財政は健全に運営できたのか、今回としてですね。また自治体の本来の目的がありま

す。全体として、住民福祉に本当に役立ったのかお尋ねします。

○議長（立山秀喜君） 総務課長。

○総務課長（嶋永健一君） はい、南関町財政健全化比率状況もご報告しましたとおり、令和5年度におきましては、ご心配なく健全な運営ができていると思っております。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 令和5年度南関町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第5 議案第46号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第46号、令和5年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和5年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第6 議案第47号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第47号、令和5年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、令和 5 年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 48 号 令和 5 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 7、議案第 48 号、令和 5 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、令和 5 年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 49 号 令和 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 8、議案第 49 号、令和 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号 令和 5 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 50 号 令和 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 9、議案第 50 号、令和 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号 令和 5 年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第 10 議案第 51 号 令和 5 年度南関町下水道事業会計決算認定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 10、議案第 51 号、令和 5 年度南関町下水道事業会計決算認定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、令和 5 年度南関町下水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

—————○—————

日程第 11 議案第 52 号 令和 6 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 11、議案第 52 号、令和 6 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、令和 6 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 12 議案第 53 号 令和 6 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 12、議案第 53 号、令和 6 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 53 号、令和 6 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 13 議案第 54 号 令和 6 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 13、議案第 54 号、令和 6 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、令和 6 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 14 議案第 55 号 令和 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 14、議案第 55 号、令和 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、令和 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 15 議案第 56 号 熊本県後期高齢者医療連合会規約の一部変更について

○議長（立山秀喜君） 日程第 15、議案第 56 号、熊本県後期高齢者医療連合会規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 15、議案第 56 号、熊本県後期高齢者医療連合会規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 16 議員派遣の件について

○議長（立山秀喜君） 日程第 16 号、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長にご一任頂きたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

ただ今、町長他から、南関町副町長の任命につき同意を求めることについてなど 5 件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 5 として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、町長他から、南関町副町長の任命につき同意を求めることについてなど 5 件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に追加日程議題を配付させます。

[議題配布]

○議長（立山秀喜君） 追加日程議題名を事務局長に朗読させますので確認してください。

議会事務局長。

○議会事務局長（福山光明君） それでは、追加日程、議案名を読み上げます。

追加日程第 1 議案第 57 号 南関町副町長の任命につき同意を求めることについて

追加日程第 2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第 3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第 4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第 5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第 1 議案第 57 号 南関町副町長の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第 1、議案第 57 号、南関町副町長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

提案理由の説明をお願いします。町長。

○町長（佐藤安彦君） 改めましておはようございます。「第 57 号議案、南関町副町長の選任につき同意を求めることについて」提案説明をさせていただきます。南関町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、南関町大字上長田 268 番地 1。氏名、坂田浩之。生年月日、昭和 39 年 3 月 1 日生

まれ、60歳でございます。提案の理由のご説明を申し上げます。大木前副町長の任期が令和5年10月4日をもって任期満了となり、現在まで副町長が不在となっております。今回、新たな副町長を選任するため、ご提案申し上げるものであります。坂田浩之氏の学歴、職歴、お人柄等につきましてご説明申し上げます。昭和57年3月に熊本県立南関高等学校を卒業、昭和59年3月に、西日本短期大学法学部、社会福祉法学科を卒業され、昭和60年4月に南関町役場に採用されております。入庁後は、社会教育課、農林課、町民課、まちづくり課などを経て、平成28年4月からまちづくり課長に、その後、総務課長。そして現在60歳を迎えて、役職定年により総務課審議員を務められ、町役場の業務に広範囲にわたり携わっておられます。特に、町の人口減少が進む中、南関町では初めてとなるグリーンヒル二城の住宅分譲16区画の販売に取組み、若者世帯の定住に繋げたほか、平成29年度からは、地域おこし協力隊員を任用し、町の活性化に向けた人材の登用を行うなど、新たな事業へ積極的に取り組んで来られました。更に、この町の一大事業である新庁舎建設事業にも取組み、多くの町民の声を反映し、全国的にも珍しい県立南関高等学校閉校後の校舎丸ごとを活用した、防災機能を備えた新庁舎の開庁、南関版コンパクトシティ構想の礎を築くなど、町の活性化に向けて前向きに業務遂行に努めて来られました。また、地域の活動としては、南関中学校のPTA会長を務め、地域の役員を担うなど、地域に根づいた活躍をされております。町政に対する町民の期待が高まる中、健全な行財政運営を更に進めていくために、これまで培われた行政職員としての経験を活かし、補佐役として、大いに手腕を発揮していただきたいと考えております。

坂田氏のお人柄につきましては、温厚誠実なお方であります。先ほどご紹介しましたとおり、町の行財政全般に詳しく、町の職務を代理する、南関町副町長として最も適任の方であると思いますので、ここに尾ご推薦申し上げる次第でございます。何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。11番議員。

○11番議員（立山比呂志君） はい。昨年、令和5年10月に副町長が辞められて現在まで、どうしてこんなに長く副町長が在任しなかったのか。多大なる思いが町長にあると思いますけれども、その辺の意向ですね、それから前回、議長が一般質問されて副町長の件を聞かれました。それから短期間でこれだけなってます。その町長の思いを聞かせ頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい。立山議員のご質問にお答えいたします。約1年11か月、副町長が空席となっております。この間、議会の中からも、職員の皆様そして町民の皆様からも、早く副町長を置いて、業務に携わっていただいて、町民の皆様そして職員の皆さんが働きやすい環境をつくってほしいという、そういった要望がございました。私としては、その人材といえますか候補者につきまして、いろいろ考えておまして、そういった議員の皆様にも正式に打合せをしたことはありませんが、立ち話程度で、こういった方が私は考えているんですが、とそういったお話をしたことはあります。ただ、そういった中で、なかなか、皆様方から「分かった」「それでいこう」というそういったご意見を頂くことができなかった状況もございまして、なかなか提案まで至らなかったということでもあります。しかしながら、今回、一般質問で議長自ら質問をしていただきました。どうしても早く副町長を置いて、町の振興発展につなげ

てほしいというそういった意向もあったと思います、一般質問は非常に重いと私も受け取りました。その質問の中では、その、誰をとということもですけども、県からの派遣っていうか、そういった副町長もよその町ではあっておりますので、そういったこともどうかとかそういった質問もありましたので、民間の皆さん、そして県の職員とか、そういった推薦があれば、私も考えてみたいというお話をしたところですが、私の自分自身の中では、この人をつていうことで、もう、人材というその坂田氏に対しては、この人をぜひやりたいということは、自分の中で決めておったところです。ただ、その提案の時期につきましては、なかなかそれをいつしようかなという迷いがございましたので、提案は今回の議会の当初からの議案として上げさせていただいておりませんでした。しかしながら、議長さんの思い、質問、そして、それが9月2日でしたけれども、9月3日には、西田議員の質問で南関米のブランド化っていう質問がございました。それに対しても私は、いろんな団体、そして農家の皆さんと一緒にブランド化を進めようということで、組織づくりを進めようというそういった決断をしました。そういった、もうどうしても大きな問題、そして同じ日には、福山議員からも、魅力ある、創造する新うから館ということで、このうから館につきましても、やはり町民の皆さんが1日過ごせるような、安心して楽しんで頂ける、そういった施設にしてほしいということがありまして、やはりそういった中でも、いろんな職員だけでできない仕事もあります。そういったこともありまして、その議会の中の一般質問も非常に私を決断させた一つであります。

それともう一つは、9月3日の一般質問の終了後、企業立地の打合せを行いました。昨日全協でも、説明をさせていただきましたけれども、今回の案件は、もう特別大きな案件でありまして、これからもスタートを切っていきますが、やはりそういった中では職員だけではなく、私はもちろん前面に立って動いてまいります、そこで副町長がどうしても欲しいと、そして職員と協力してそういった仕事をしてほしいということを、つくづくそのときにまた思いまして、その時期に関しては、まだ先でいいかなと思っておりますが、もう1日も早くそういった副町長と一緒に仕事をしていただきたい、そして町民の皆さんのために、職員が働きやすい環境のためにもですね、副町長を置いて、そういった仕事が、南関町の発展につながるものであるってことを思いましたので、追加提案として、今日提案させていただいたところであります。以上です。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。2番議員。

○2番議員（伊藤博長君） 反対意見を持ちたいと思います。坂田氏は優秀な方だとは思いますが。しかし、町長は、町長になられて10年以上が経ちます。気付かないうちに、組織がマンネリ化していたり、ワンマン化してないでしょうか。町を企業に例えるとワンマン経営であり、ワンマン経営の弊害は、イエスマンの増殖だと言われております。そういう時だからこそ、今町長に必要な人材は、町長が気付かないことに気付いてくれる人、意見を言ってくれる人、そういう人が、いいんではないかな、というふうに思っております。気付くためには、町長と違った生き方をされて来られた方、例えば、民間出身の方、南関町の外から客観的に見える方、そういう人材が必要ではないかなというふうに思っております。町民のほうも、そういう新しい

風を期待してるのではないかなという思いで、反対意見を申しております。以上です。

○議長（立山秀喜君） 原案に反対の意見が出ましたので、次に、賛成者の発言を許します。

7 番議員。

○7 番議員（杉村博明君） この副町長の件に関しまして、賛成のほうの立場で、私は発言したいと思います。今伊藤議員のほうから反対のほうで言われましたけど、私もどちらかといえば県、からの副町長あたりはどうかと思うんですけど、これ逃したら、また延びていく、副町長が決まらない。そういった事態でありまして、また町の発展にも、なかなか時間がかかっていくということになります。町長のほうもしっかりと考えられて、坂田氏を選任されたと思います。坂田氏も職員時代は、私も一緒に仕事の経験がありますけど、非常に前は、今でいうと経済課、当時で言うと、農林課でした。その時代も農業、振興の関係でいろんな農家の方と坂田氏は、付き合いがありまして、農業の面も詳しい、私はそう、一緒に仕事をして感じております。またいろんな各課を回られて先ほど町長が言われました、まちづくり課、当時、坂田氏が課長で、一生懸命努力されたのを見てきております。皆さんもご存知かと思っております。また総務課長ということで町を一番知り尽くした、町長も職員上がりでありますけど、町を知り尽くしていろんな面で尽力されてきておりました。坂田氏が、何か落ちるのか、ということは一切私のほうでは考えておりません。また職員の付き合いできるんじゃないか。また職員の方々も、坂田氏を十分知っておられると思います。即戦力として動いてもらうには一番適した方じゃないかと思います。私の思いとしては、ほかからも検討していただきたいと思っておりましたが、今の時点で、副町長を選任するにあたって、先日、副町長の件で質問されましたけど、こういった、町長は前から検討はされてきたと思います。決定までには、もうつい先日だったのかなと思っております。坂田氏を副町長にということは、先ほど申しましたように、またこれを否決すればまた延びてくる、また時間がかかるということですね。今回、何の落ち度というか、そういったこともない。また、南関町を知り尽くした坂田氏が一番適任じゃないかと思って、私は賛成の立場として、ここに発言をいたします。以上です。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。6 番議員。

○6 番議員（中村正雄君） 私は、二つの理由で反対意見を申し上げたいと思います。一つは、これからの時代というのは、非常に変化の激しい時代を迎えると思います。そういう変化の時代には多様な意見、多様な経験を持った中で切り抜けていくって言うことが言われています。もちろん、優秀な役場の職員さんはいらっしゃいますけども、それ以外に、いろんなところで経験された、それは、行政マンであり、また民間で活躍された方たちもおられるかと思えます。そういった方を副町長で迎えて、町長のブレーンとして、一緒になってでそういった変化に対応できる力をつけることが、この町に必要なではないかということで、これまで3期連続の役場OBの方たちが副町長として、佐藤町長とともに進められましたけども、4人目の、副町長にふさわしいのはやはり、外からの方だということで、一つは反対意見とします。

二つ目の反対意見としましては、先ほども説明ありましたが、5日前の佐藤町長の一般質問の答弁で、その一般質問の答弁に対しての重みをどのくらい認識されてるのかっていうのが、今回の追加提案で、疑問になりました。答弁の中で、自分の思いは大体描いてるけども、まだ広く町民の方たちの意見も聞きたいというふうに答弁されました。約1年近く不在の期間がありますので、答弁のとおりもう少し、町民の方たちの声を聞かれてから、副町長の人事案

件を出されてもよかったんじゃないかということで、今回は反対の意見としました。以上です。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。11番議員。

○11番議員（立山比呂志君） はい。先ほどちょっと質問しましたが、多分、町長の思いとしては、多分断腸の思いで坂田氏を決めたんじゃないかなというふうには思っております。私も、ただ、坂田さんとは議員になりましてからいろいろ付き合いを始めて、いい方だと思っております。町長が先ほど言われましたように、即戦力になるにはやっぱり、元職っていうか、南関町を分かってらっしゃる方がいいのかなとは、どっかの隅で私も思っております。というのも、やっぱりTSMC関係で、今後南関町がいかに速やかに行動できる、動けるっていう人材だったら、やっぱり町のことをよく知ってる方じゃないと成り立たないと思っております。今後、もっと企業進出がありますよね。多分計画がたくさんありますので、これに乗っていかないと、南関町はもっと廃れると思います。人口減少はもちろんです。そのためには、どうしても町を知ってる方、強く私は望みます。即戦力ですね。それが、多分断腸の思いで町長が決められた坂田氏だから、もう私としては、賛成のほうに意見を回したいと思います。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 起立多数です。着席ください。

したがって、議案第57号、南関町副町長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

—————○—————

追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第3回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時50分